

## 太田市景観審議会部会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市景観条例（平成22年太田市条例第23号。以下「景観条例」という。）第33条第7項の規定に基づき太田市景観審議会（以下「審議会」という。）に設置する部会について、太田市景観条例施行規則（平成22年太田市規則第46号）第40条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(部会の名称及び審議事項)

第2条 部会の名称及び審議事項は、次の表のとおりとする。

名称	審議事項
届出等審査部会	(1) 景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項及び景観条例第13条第2項の規定による届出に関すること。 (2) 太田市屋外広告物条例（平成22年太田市条例第24号）第7条第1項の許可に関すること。 (3) その他市長が認めた事項
表彰等評価部会	(1) 景観条例第32条の規定による表彰に関すること。 (2) その他市長が認めた事項

(審議会への報告)

第3条 部会の部会長は、部会の審議が終了したときは、審議会の会長にその結果を報告するものとする。

(庶務)

第4条 部会の庶務は、都市政策部都市計画課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。